

しずぎんダイレクトバンキングサービス利用規定

1. しずぎんダイレクトバンキングサービスに関する事項（共通事項）

- (1) サービスの定義
 - しずぎんダイレクトバンキングサービス（以下、「本サービス」という）とは、電話機、パーソナルコンピュータ、スマートフォンまたは情報提供サービス対応携帯電話機等（以下、パーソナルコンピュータ、スマートフォンおよび情報提供サービス対応携帯電話機等を総称して「端末機」という）を使用した、電話やインターネット等による契約者からの振込、振替を行うその他の各種取引にかかる依頼や、当行が受け付け当該依頼に基づき手続きを行うサービスをいいます。
 - テレホンバンクサービスとは、本サービスのうち電話機を使用した電話による依頼に基づくサービスをいいます。
 - インターネットバンキングサービスとは、本サービスのうちパーソナルコンピュータまたはスマートフォンを使用したインターネットによる依頼に基づくサービスをいい、モバイルバンキングサービスとは本サービスのうち情報提供サービス対応携帯電話機等を使用した情報提供サービスによる依頼に基づくサービスをいい、両者を総称してインターネット・モバイルバンキングサービスとします。
 - サービスメニューとは、当行が本サービスを通じて提供する各種取引に関する諸機能の、取引の種類ごとの分類をいいます。
- (2) 基本サービス
本サービスは、テレホンバンクサービスが基本サービスとなりますので、テレホンバンクサービスの申込みが必須となります。
- (3) 利用資格
本サービスは、本行と普通預金取引があり、かつ日本国内に居住する個人のお客さま（15歳未満および、成年後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者（以下「成年後見制度利用者」という）を除く）が利用できます。また、本条項のほか各サービスメニューにより異なる定めがあります。
- (4) 申込方法
 - 本サービスは次のいずれかの方法により申込みができます。
 - しずぎんダイレクトバンキングサービス申込み書（以下、「申込書」という）に、当行所定の本人確認資料を添付し、当行の本店に提出する。（普通預金のある取引店に限ります。）
 - 申込書に、当行所定の本人確認資料を添付してメールアドレスを入力して利用し当行へ郵送する。（この場合、メールアドレスに添付された本人確認資料は返却しません。）
 - 当行ホームページにおいて本サービスの申込みに必要な事項を入力し、当行へ送信する。
 - 申込書の記載内容または当行ホームページにおいて入力した事項を点検のうえ、当行が適当と認めた場合に本サービスの契約は成立するものとします。
- (5) ご利用カード
 - 当行は、本サービスの契約者にはご利用カードを貸与するものとし、届け出の住所に郵送してご利用番号等をお知らせします。ご利用カードが郵送不着の事由により契約者が貸与できない場合は、当該申込みはなかつたものとみなします。本サービスは契約者以外は利用できません。ご利用カードに記載したインターネットバンキングご利用番号は他人に教えたり、知られないようご注意ください。また、ご利用カードは紛失・盗難にあわないよう十分に注意して保管してください。
 - ご利用カードの紛失・盗難があったときは、ただちに当行のダイレクトサポートセンターに電話により届け出てください。この届け出の前になされた損害については、当行に真のある場合を除き、当行は責任を負いません。
 - ご利用カードの汚損や氏名の変更等があったときは、ご利用カードを再発行しますので、当行本店窓口へ、申込書に当該カードを添付して申し込んでください。
- (6) 各口座の届け出・登録
 - 契約者は本サービスで利用する代表口座、振替事前登録口座および振込先事前登録口座を所定の書面または当行ホームページでの入力により届け出てください。なお、すべての「決済口座」を届け出ている場合は、当該口座を代表口座と読み替えるものとします。
 - 代表口座とは、本サービスの申込み時に登録する本サービスを利用するための基本口座をいい、契約者の普通預金口座（総合口座普通預金を含む。ただし競馬、競輪等の電話投票用口座等、当行所定の口座は登録できません）に限ります。ただし、事業で使用する口座は代表口座に登録できません。なお、申込みにあたり、代表口座の登録は必須とします。
 - 振替事前登録口座とは、振替サービスを利用する場合に事前に登録する契約者の普通預金口座をいい、契約者（名義および住所等が同一であること）の当行本店の預金口座およびカードローン口座が登録できます。ただし本サービスに複数契約しているときは、他の契約で代表口座または振替事前登録口座に登録されている口座は、本契約の振替事前登録口座に登録できません。また、登録可能な口座は、当行所定の預金・カードローン種類、口座数に限ります。なお、代表口座は自動的に振替事前登録口座となります。
 - 代表口座以下以下の各号の口座を登録した場合、以下の口座が振替事前登録口座として自動的に登録されます。
 - 当行の総合口座取引規定に定める総合口座（以下「総合口座」という）として利用される普通預金を登録した場合
当該口座と同じ総合口座として利用される定期預金口座
 - 当行所定のカードローンの指定預金口座を登録した場合
当該口座を指定預金口座とするカードローン口座
 - 契約者が以下の各号の口座を開設した場合、以下の口座が振替事前登録口座として自動的に登録されます。
 - 代表口座と同じ総合口座として利用される定期預金口座を開設した場合
当該定期預金口座
 - 代表口座を指定預金口座とする当行所定のカードローンを開設した場合
当該カードローン口座
 - 振込先事前登録口座とは、振込サービスを利用する場合に事前に登録する振込先の預金口座をいい、当行または当行の承認する金融機関の、国内本店の預金口座を登録できます。また、登録可能な預金口座は、当行所定の預金種類、口座数に限ります。
 - 当行所定の口座（競馬、競輪等の電話投票用口座等）は、振替事前登録口座および振込先事前登録口座として登録できません。
- H. 本サービスでは、当行インターネット支店の口座をご利用いただくことはできません。振込先事前登録口座として登録することはできません。
- (7) サービスの取扱日および取扱時間
本サービスの取扱日および取扱時間は、当行所定の取扱日および取扱時間内となります。ただし当行はこの取扱日および取扱時間を変更する場合があります。なお、この場合当行は当行所定の方法により事前に契約者に連絡します。また、本条項のほか各サービスメニューにより異なる定めがあります。
- (8) 利用手数料
A. 本サービスの利用手数料は無料です。（振込に伴う振込手数料、組戻しに関する手数料等は別途定める手数料をいいたしません）
B. 当行はこの利用手数料を変更する場合があります。なお、この場合当行は当行所定の方法により事前に契約者に連絡します。
- (9) 届け出事項の変更等
届け出印章の紛失・盗難があったとき、または印紙、氏名、住所、電話番号、暗証番号その他の本サービスにかかる届け出事項に変更があったときは、契約者はただちに当行所定の書面により当行本店に届け出てくださいます。なお、届け出事項のうち住所などには電話番号の変更については、各種規定においてお届その他の取引規定にかかわらず、本サービスにおける住所変更受付サービスにより変更を届け出てください（お取引内容によっては受付できない場合があります。後記4.（10）住所変更受付サービスを参照ください）。この届け出の前に生じた損害については、当行に真のある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (10) 契約期間
本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。また、継続後も同様とします。
- (11) 日本国外からのご利用
本サービスは本サービスを日本国外から利用する場合には、滞在地の法律・制度・通関事情・端末機の仕様等により、本サービスの全部または一部を利用できない場合があります。滞在地の法律等を事前にご確認ください。
- (12) 解約
 - 都合解約
本契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約できます。なお、契約者からの解約は、申込書にご利用カードを添付して当行本店に提出、またはメールアドレスサービスを利用し当行にて申込書のご利用カードを郵送することにより行うものとします。

B. 強制解約

- 契約者が以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はなんら通知することなく、ただちに本契約を解約できます。
- 住所変更の届け出を怠る等により、当行において契約者の所在が不明となつたとき。
 - 支払の停止または破産手続開始・民事再生手続開始の申し立てがあつたとき。
 - 相續の開始があつたとき。
 - 【犯罪による収益の移転防止に関する法律】に定める取引時確認をできないと当行が判断したとき。
 - 成年後見制度利用者となつたとき。
 - その他本契約に違反したとき。
- C. 代表口座等の解約
代表口座が解約されたときは、本契約は当然に解約されたものとみなします。また、振替事前登録口座または振込先事前登録口座に登録された口座が解約されたときは、本契約は該当する口座に関し解約されたものとみなします。

D. 解約の通知

当行が解約の通知を届け出た住所において発行した場合には、その通知が契約者の責めに帰すべき事由により契約者に対して届かなかったときまたは延滞したときは、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

(13) サービスの停止

- 契約者が以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも本契約に基づく全部または一部のサービスの提供を停止できます。
- 最終利用日が1年以上にわたる本サービスの利用がないとき。
 - 契約者が当行の各種取引規約に違反したとき。
 - 当行がサービスの停止を必要とする相当の事由が生じたとき。

(14) 規定の適用

本規定に定めのない事項については、代表口座や振替事前登録口座等にかかる各種規定規定、振込規定、投資信託・各種外貨預金・国債等公共債にかかる諸規定により取り扱います。

(15) 規定の変更

当行は当行所定の方法により契約者事前に連絡のうえ、本規定の内容を変更できます。この場合、変更日以降は変更後の内容に従い本サービスを取扱います。

(16) 譲渡・買入れ等の禁止

本契約に基づく契約者の権利および義務の譲渡、買入れ、ならびにご利用カードの第三者への貸与等はできません。

(17) 成年後見人等の届け出

- 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書類で届け出てください。
- 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当行所定の書類で届け出てください。
- すでに前掲の補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任が行われているときにも、前2項と同様に届け出てください。
- 前3項の届け出た事項に取消または変更等が生じたときにも同様に届け出てください。
- 前4項の届け出た前記に生じた損害については、当行に真のある場合を除き、当行は責任を負いません。

(18) 本サービスの不正使用による振込等

- 暗証番号等の定義
テレホンバンクご利用番号、暗証番号（後記2.（3）Aを参照ください）、および1Dパスワード（後記3.（3）Aを参照ください）を一括して「暗証番号等」といいます。
- 損害金額の補てん請求
本サービスで使用する暗証番号等の盗難・盗用（以下「盗難等」という）により、他に本サービスを不正使用された生じた振込または税金・各種金払込みサービス（後記4.（11）を参照ください）による被害については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当行に対して当該盗難等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - 暗証番号等の盗難等に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - 当行の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること
 - 警察官等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるもの等が当行に示していること
- 補てん金額等
前項の請求がなされた場合、当該振込等が契約者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないうちやむをえない事情があることを契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」という）を補てんするものとします。ただし、当該振込等が行われたことについて、当行が善悪かつ無過失であり、かつ、当該振込等にかかる損害が契約者の過失に起因する場合は、当行は、被害状況等を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。
- 補てん対象期間
前2項の規定は、前記B.にかかると当行への通知が、盗難等が行われた日（当該盗難等が行われた日が明らかでないときは、当該盗難等にかかる暗証番号等を用いながら行われた不正な振込等が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

E. 免責事項

- 前記B.の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - 当該振込等が行われたことについて、当行が善悪かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
① 当該振込等にかかる損害が契約者の重大な過失に起因する場合
② 契約者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事従事者（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
③ 契約者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - 戦争、暴動およびその他の善い社会秩序の混乱にまじりまたはこれに付随して暗証番号等が盗難にあった場合
- 準拠法および管轄事項
本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。
- 個々のサービスメニューの利用規定
本サービスの個々のサービスメニューの利用規定は、後記4. サービスメニューに関する事項に記載します。
- サービスメニューの追加
本サービスに今後追加されるサービスメニューについては、契約者は新たな申込みみに利用できます。なお、この場合当行は当行所定の方法により事前に契約者に連絡します。
- 本規定に定める表記
A. 本規定に定める表記をするときは、24時間表記とします（例：「08時」は「午前08時」を指します）。
B. 本規定で営業日または当行営業日とは、当行本店窓口営業日を除きます（土・日、祝日、12月31日～1月3日等の法令で定める銀行休業日を除く日）。
C. 本規定で当行平日とは、当行の日本国内の本店を指します。
D. 本規定で日付、曜日、時刻を表記するときは、日本国内における日付、曜日、時刻を指すものとします。

(19) 準拠法および管轄事項

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(20) 個々のサービスメニューの利用規定

- 本サービスの個々のサービスメニューの利用規定は、後記4. サービスメニューに関する事項に記載します。
- サービスメニューの追加
本サービスに今後追加されるサービスメニューについては、契約者は新たな申込みみに利用できます。なお、この場合当行は当行所定の方法により事前に契約者に連絡します。
- 本規定に定める表記
A. 本規定に定める表記をするときは、24時間表記とします（例：「08時」は「午前08時」を指します）。
B. 本規定で営業日または当行営業日とは、当行本店窓口営業日を除きます（土・日、祝日、12月31日～1月3日等の法令で定める銀行休業日を除く日）。
C. 本規定で当行平日とは、当行の日本国内の本店を指します。
D. 本規定で日付、曜日、時刻を表記するときは、日本国内における日付、曜日、時刻を指すものとします。

2. テレホンバンクサービスに関する事項

- (1) 利用できる電話機等
 - 回線および電話機
テレホンバンクサービスは、プッシュ回線の電話機、またはダイヤル回線の電話機でトーン信号の出る電話機、もしくはデジタル回線の電話機から利用できます。
 - テスト用電話番号
電話機の機種によっては、テレホンバンクサービスを利用できないことがあります。テスト用電話番号を用意しておりますので、申込みにあたりあらかじめ確認してください。
 - テレホンバンクサービスのリスクの承諾
契約者は、電話機を使用すること起因するリスク（不正使用や通信中の回線切断等）、および当行が安全確保のために採用しているセキュリティ対策について理解し、リスクを承諾したうえでサービスを利用するものとします。
- (2) 本人確認
 - ID・パスワード
A. インターネット・モバイルバンキングサービスでは、ログインID（モバイルバンキングサービスの場合は情報提供サービス対応携帯電話機の機体番号（以下同じ）、ログインパスワード、確認用パスワード、インターネットバンキングご利用番号（以下、本章において一括して「ID・パスワード」という）を使用します。なお、インターネットバンキングご利用番号はインターネットバンキングサービスのみで使用します。
B. ログインID、ログインパスワード、確認用パスワードは端末機の画面から変更できます。なお、これらの変更を受け付けた場合、当行は契約者が登録した電子メールアドレスへ、確認のため通知または電子メールを送信します（電子メールにはID・パスワードを記載しません）。
C. ログインID、ログインパスワード、確認用パスワードの入力を3回連続して誤った場合、インターネットバンキングサービス、モバイルバンキングサービスも利用の一時的に（以下、「ロックアウト」という）になります。ロックアウトを2回繰り返した場合は、利用中断となり、インター

電話による本人確認のための手続きは、次による方法のほか、当行所定の方法により行うものとします。

- 暗証番号の登録・変更
テレホンバンクサービスの利用にあたっては、契約者はテレホン暗証、振込暗証および確認暗証の3種類の暗証番号（以下、「暗証番号」という）を使用します。暗証番号は当行から郵送にて通知します。なお、暗証番号は当行所定の申込書で届け出ることにより任意の番号に変更できますが、住所の番地、車のナンバー等、他に推測されやすい番号は利用禁止で使用しないでください。
 - 本人確認手続き
A. 契約者がテレホンバンクサービスを利用する場合は、当行のダイレクトサポートセンター（以下、「ダイレクトサポートセンター」という）へ入電し、まずテレホンバンクご利用番号、暗証番号を電話機より入力してください。
 - 前項の入力をダイレクトサポートセンターが受理し、認識したテレホンバンクご利用番号、暗証番号が、契約時に当行から通知したテレホンバンクご利用番号、当行が通知した、または契約者が当行に届け出た最新の暗証番号と各々一致した場合は、当行は契約者からの依頼をみなし、各サービスメニューを通じて行う振込・振替その他の取引（以下、本章及び次章において一括して「取引」という）の依頼の受け付けを開始します。
 - テレホンバンクご利用番号、暗証番号は、入力をそれぞれ連続して3回誤るとテレホンバンクサービスを利用できなくなります。この場合は、申込書で暗証番号の変更が必要になります。
 - 暗証番号の管理
暗証番号はテレホンバンクサービスの利用にあたり、契約者であることを確認するためのものですから、他人に教えたり、知られないよう注意してください。当行職員であっても契約者に暗証番号を尋ねることはありません。また、暗証番号のご利用カードや電話機の周辺に記録することは危険ですから避けてください。
- (4) 取引の依頼
 - 取引依頼の方法
契約者は前記2.（3）B.の本人確認手続きを経たのち、ダイレクトサポートセンターが案内する方法により取引に必要な所定事項を正確にオペレーターに伝達してください。
 - 取引依頼の確定
取引の依頼を受け付けたのち、ダイレクトサポートセンターから契約者あてに依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合は、契約者はオペレーターが案内する方法により確認した旨を義務とします。この依頼内容の確認が各取引に必要な時間までに行われた場合は、取引依頼が確定したものとし当行所定の方法で取引を行います。
 - 取引の成立
 - 契約者の指定した取引のうち代表口座または振替事前登録口座よりの資金の引落しをともなう取引については、前項の取引依頼が確定したのち、当行は契約者から依頼を受けた振込振込、振込手数料、振込資金または各種手数料等を入金する口座（以下、「出金指定口座」という）にかかわらず各種規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出なしに引落しを行うものとし、当該引落しをもって取引が成立したものとします。ただし、投資信託受益権および国債等公共債等の購入にともなう場合を除きます。また、以下のいずれかひとつにともなう場合、その引落しができなかった場合は、取引依頼がなかつたものとして取り扱います。
 - 引落し時に、引落し金額が出金指定口座より引落すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるとき。
 - 出金指定口座が解約済みのとき。
 - 契約者が入金出金指定口座の支払停止の届け出があり、その届け出に基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
 - 差押等やむを得ない事情があり、当行が引落しを不適当と認めたとき。
 - 【犯罪による収益の移転防止に関する法律】に定める取引時確認を必要とする取引で、取引時確認できないと当行が判断したとき。
 - 前号以外の取引については、取引依頼の確定をもって取引が成立したものとします。ただし、投資信託受益権の換金および国債等公共債等の売却の場合を除きます。
 - 取引内容の確認
 - 契約者は、契約者の指定した取引で出金指定口座よりの資金の引落しをともなう取引を利用したのちは、速やかに以下の方法で取引内容を照会してください。
 - 当該通帳等の記載。
 - 当行より送付する取引明細表等（ステートメント型総合口座等の場合）。
 - 当行より送付する振込通知書・定期預金利息計算書等。
なお、上記振込通知書・定期預金利息計算書等は、契約者の了解を得て送付した場合があります。

(5) 取引の依頼

- 契約者の指定した取引のうち代表口座または振替事前登録口座よりの資金の引落しをともなう取引については、前項の取引依頼が確定したのち、当行は契約者から依頼を受けた振込振込、振込手数料、振込資金または各種手数料等を入金する口座（以下、「出金指定口座」という）にかかわらず各種規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出なしに引落しを行うものとし、当該引落しをもって取引が成立したものとします。ただし、投資信託受益権および国債等公共債等の購入にともなう場合を除きます。また、以下のいずれかひとつにともなう場合、その引落しができなかった場合は、取引依頼がなかつたものとして取り扱います。
 - 引落し時に、引落し金額が出金指定口座より引落すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるとき。
 - 出金指定口座が解約済みのとき。
 - 契約者が入金出金指定口座の支払停止の届け出があり、その届け出に基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
 - 差押等やむを得ない事情があり、当行が引落しを不適当と認めたとき。
 - 【犯罪による収益の移転防止に関する法律】に定める取引時確認を必要とする取引で、取引時確認できないと当行が判断したとき。
- 前号以外の取引については、取引依頼の確定をもって取引が成立したものとします。ただし、投資信託受益権の換金および国債等公共債等の売却の場合を除きます。

(6) 取引内容の確認

- 契約者は、契約者の指定した取引で出金指定口座よりの資金の引落しをともなう取引を利用したのちは、速やかに以下の方法で取引内容を照会してください。
 - 当該通帳等の記載。
 - 当行より送付する取引明細表等（ステートメント型総合口座等の場合）。
- 当行より送付する振込通知書・定期預金利息計算書等。
なお、上記振込通知書・定期預金利息計算書等は、契約者の了解を得て送付した場合があります。

(7) 万一、取引内容や残高に取引依頼内容との相違がある場合は、ただちにその旨をダイレクトサポートセンターに連絡をいただきます。

この場合において、契約者と当行との間に疑義が生じたときは、当行の電磁的取引の内容を正当なものとして取り扱います。

E. 録音

契約者の電話による依頼内容すべて録音され、当行に当該期間保存されます。

(5) 免責事項等

- 本人確認
前記2.（3）B.により本人確認手続きを経たのち取引を行ったうえは、当行は架電者を契約者みなし、暗証番号を不正使用その他の事故があつても、このために生じた損害については、当行に真のある場合を除き、当行は責任を負いません。
- 通信手段の障害等
通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱が遅延し、また不能となった場合でも、このために生じた損害については、当行に真のある場合を除き、当行は責任を負いません。
- 利用方法違反
暗証番号等の保管等に関して、契約者が本規定に定める各条項に違反した場合、または当該違反に起因して、第三者による不正使用等の事故があつても、このために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、当該事故により当行に損害が生じた場合は、契約者が責任を負うものとします。

D. その他

前記A. C.にかかわらず、本サービスを不正使用された生じた振込等による損害については、前記1.（18）により取り扱います。

3. インターネット・モバイルバンキングサービスに関する事項

- (1) 端末機の必要環境
 - インターネット・モバイルバンキングサービスの利用にあたっては、契約者が占有・管理する端末機が必要です。
 - インターネットバンキングサービスに必要なブラウザ（WWW閲覧ソフト）および必要なパーソナルコンピュータやスマートフォンの環境は、当行ホームページ等に記載します。
 - モバイルバンキングサービスを利用できる情報提供サービス対応携帯電話機等は、当行ホームページ等に記載します。
 - 端末機には必要環境については変更する場合があります。この場合は当行ホームページ等に記載します。
- (2) 契約者
インターネット・モバイルバンキングサービスのリスクの承諾
契約者は、端末機を使用すること起因するリスク（不正使用や通信中の回線切断等）、および当行が安全確保のために採用しているセキュリティ対策について理解し、リスクを承諾したうえでサービスを利用するものとします。

(3) 本人確認

端末機による本人確認の手続きは、次の方法により行うものとします。

ID・パスワード

- インターネット・モバイルバンキングサービスでは、ログインID（モバイルバンキングサービスの場合は情報提供サービス対応携帯電話機の機体番号（以下同じ）、ログインパスワード、確認用パスワード、インターネットバンキングご利用番号（以下、本章において一括して「ID・パスワード」という）を使用します。なお、インターネットバンキングご利用番号はインターネットバンキングサービスのみで使用します。
B. ログインID、ログインパスワード、確認用パスワードは端末機の画面から変更できます。なお、これらの変更を受け付けた場合、当行は契約者が登録した電子メールアドレスへ、確認のため通知または電子メールを送信します（電子メールにはID・パスワードを記載しません）。
C. ログインID、ログインパスワード、確認用パスワードの入力を3回連続して誤った場合、インターネットバンキングサービス、モバイルバンキングサービスも利用の一時的に（以下、「ロックアウト」という）になります。ロックアウトを2回繰り返した場合は、利用中断となり、インター

総合口座定期預金を登録した場合、当行所定の定期預金の作成ができます。

- (c) 定期預金作成の限度額
定期預金作成の上限金額はありません。(1回あたりの上限額は、作成する定期預金の種類によります。また、テレホンバンクサービスでの振込限度額およびインターネット・モバイルバンキングサービスでの振込振替限度額での制限はありません。)
- (d) この取扱いは、テレホンバンクサービスおよびインターネット・モバイルバンキングサービスで利用できます。
- (e) テレホンバンクサービスでの定期預金作成の手続き
イ. 依頼日の19時30分までに取引依頼が確定した場合は、原則として依頼日当日に作成し、適用金利は依頼日当日の店頭表示金利を適用します。
ロ. 依頼日の19時30分以降に取引依頼が確定した場合は、定期預金の作成は翌営業日の取扱となり、依頼日の翌営業日の店頭表示金利を適用します。
- (f) インターネット・モバイルバンキングサービスでの定期預金作成の手続き
イ. 作成できる定期預金は、総合口座定期預金のみとします。
ロ. 取扱時間は当行所定の時間とします。
ハ. 取引依頼が確定した場合は、当行はただちに当行指定口座から資金を引落し、定期預金を作成します。適用金利は適用金利は依頼日当日の店頭表示金利を適用します。
- 二. 作成処理の終了後、当行は契約者が登録した電子メールアドレスへ、確認のため速やかに、処理終了の旨の電子メールを送信します。なお、電子メールには口座番号、金額等は記載しません。
ホ. 作成処理の終了後は、取引依頼の変更・取消はできません。

- C. 定期預金解約
(a) テレホンバンクサービスで振替事前登録口座として通帳扱いの定期預金口座または総合口座定期預金を登録した場合、取扱番号単位で定期預金の解約ができます。
(b) インターネットバンキングサービスで振替事前登録口座として総合口座定期預金を登録した場合、取扱番号単位で定期預金の解約ができます。
(c) 解約にあたっては、解約する定期預金の明細の取扱番号を指定してください。ただし、元金1,000万円未満で当行所定の定期預金に限ります。また、元金の一部支払はできません。
(d) 中途解約の場合は、当行所定の中途解約利率を適用します。
(e) 元金金は、連携扱い定期預金口座の場合は、指定された代表口座または振替事前登録口座の普通預金へ、総合口座定期預金口座の場合は、当該総合口座定期預金口座(総合口座としてセットされた普通預金口座)へ入金します。ただし、既に中間払利息を支払済みの定期預金の中途解約の場合は、元金および中途解約利息と、支払済中間払利息を精算を行います。この場合には元金および中途解約利息の合計額から、支払済中間払利息を差し引いた金額を入金します。
(f) この取扱いは、テレホンバンクサービス、インターネットバンキングサービスで利用できます。(モバイルバンキングサービスでは利用できません。)
- (g) テレホンバンクサービスでの定期預金解約手続き
イ. 依頼日の19時30分までに取引依頼が確定した場合は、原則として依頼日当日に解除し、適用金利は依頼日当日の店頭表示金利を適用します。
ロ. 19時30分以降に取引依頼が確定した場合は、定期預金の解約は翌営業日の取扱となります。
(h) インターネットバンキングサービスでの定期預金解約手続き
イ. 解約できる定期預金は、総合口座定期預金のみとします。
ロ. 取扱時間は当行所定の時間とします。取引依頼が確定した場合は、当行はただちに定期預金を解約し、入金口座へ元金を入金します。
ハ. 解約処理の終了後、当行は契約者が登録した電子メールアドレスへ、確認のため速やかに、処理終了の旨の電子メールを送信します。なお、電子メールには口座番号、金額等は記載しません。
二. 解約処理の終了後は、取引依頼の変更・取消はできません。

- D. 定期預金残高および明細照会
(a) 振替事前登録口座として通帳扱いの定期預金口座または総合口座定期預金を登録した場合、テレホンバンクサービスで残高および預入明細の照会ができます。
(b) 振替事前登録口座として総合口座定期預金を登録した場合、インターネットバンキングサービスでは残高および預入明細の照会ができます。モバイルバンキングサービスで残高の照会ができます。
- E. 定期預金満期時取扱方法の変更
(a) 振替事前登録口座として総合口座定期預金を登録した場合、インターネットバンキングサービスで当該定期預金の預入明細について満期時取扱方法を変更することができます。(モバイルバンキングサービスでは利用できません。)
- (b) 満期時取扱方法変更では、「元金継続扱い」または「元金継続扱い」の預入明細を「自動解約扱い」に変更することがあります。また、それぞれの預入当初の継続方法に戻す再変更もできます。
(c) 満期時取扱方法の変更手続き
イ. 取引依頼が確定した場合は、当行はただちに依頼があった預金明細の満期時取扱方法を変更します。
ロ. 満期時取扱方法変更処理の終了後、当行は契約者が登録した電子メールアドレスへ、確認のため速やかに、処理終了の旨の電子メールを送信します。なお、電子メールには口座番号、金額等は記載しません。
ハ. 満期時取扱方法変更処理の終了後は、取引依頼の変更・取消はできません。

- (4) 積立預金<愛>取引サービス
A. 積立預金<愛>取引サービスの内容
(a) 積立預金<愛>取引サービスは、契約者からの依頼に基づき、積立預金<愛>への預入、支払等ができるサービスメニューです。
(b) 積立預金<愛>の取扱型は積立預金<愛>目的受取型(無通帳式) (以下、「積立預金<愛>無通帳式」といふ)を振替事前登録口座に登録することで行えます。
(c) それぞれの取引で定める取扱時間、限度額および取引可能な積立預金<愛>の種類は、テレホンバンクサービスとインターネットバンキングサービスとは異なります。(モバイルバンキングサービスでは利用できません。)
- また、当行はこれら取扱時間等を変更することがあります。この場合、当行は当行所定の方法により契約者に事前に連絡します。
- B. 積立預金<愛>無通帳式の口座開設
(a) 積立預金<愛>無通帳式の口座開設ができます。当該口座の通帳は発行されません。
(b) 上記により開設した積立預金<愛>無通帳式口座は自動的に振替事前登録口座として登録されます。
(c) この取扱いは、インターネットバンキングサービスで利用できます。
(d) 当行営業日の0時から24時まで、または当行営業日以外の日に取引依頼が確定した場合は、原則として翌営業日以降に口座を開設します。
(e) 当行営業日の0時から24時まで、または当行営業日以外の日に取引依頼が確定した場合は、取引依頼の確定後取引日の24時まで、インターネットバンキングサービスからの操作によって取引依頼の取消が可能です。

- C. 積立預金<愛>への預入
(a) 振替事前登録口座として登録した積立預金<愛>へ預入できます。預入の手続きや適用金利等は、前記(3) B (e) および (f) に定める定期預金の作成手続きと同じ取扱とします。
(b) この取扱いは、積立預金<愛>一般型はテレホンバンクサービスで、積立預金<愛>無通帳式はテレホンバンクサービスとインターネットバンキングサービスで利用できます。
(c) 預入限度額は、1取引につき元金1,000万円未満となります。
- D. 積立預金<愛>の支払
(a) 振替事前登録口座として登録した積立預金<愛>の支払ができます。
(b) この取扱いは、テレホンバンクサービス、インターネットバンキングサービスで利用できます。
(c) 支払限度額は、1取引につき元金1,000万円未満となります。
(d) 総合口座担保契約がある積立預金<愛>は取扱できません。
(e) 上記以外の手続きや適用金利等は、前記(3) C (g) または (h) に定める定期預金の解約手続きと同じ取扱とします。
- E. 積立預金<愛>口座の毎月の積立金額の変更、中止等
(a) 積立預金<愛>無通帳式の、毎月の積立金額の変更、中止等の取引条件変更の依頼ができます。
(b) この取扱いは、テレホンバンクサービスで利用できます。
(c) 取引確定後の取引依頼の変更・取消はいつでもできます。
- F. 積立預金<愛>口座の解約
(a) 積立預金<愛>無通帳式の解約を依頼できます。

- (b) この取扱いは、テレホンバンクサービスで利用できます。
(c) 取引確定後の取引依頼の変更・取消はいつでもできます。
- (5) 照会サービス
A. 照会サービスの内容
(a) 照会サービスは、契約者の依頼に基づき、契約者の指定した代表口座、振替事前登録口座、投資信託受益権振替決済口座(後記(6)、(7)参照)、外貨預金口座(後記(8)、(9)参照)、債券取引口座(後記(11)参照)等について残高照会、入出金明細照会等の口座情報を提供するサービスメニューです。
(b) このサービスメニューは、テレホンバンクサービス、インターネット・モバイルバンキングサービスで利用できます。なお、それぞれ照会できる口座の種類や範囲は異なります。

- B. 回答後の変更・取消
当行は、照会サービスによりすでに回答した取引明細や残高等の内容を、契約者からの依頼その他相当の事由がある場合には、変更または取り消すことがあります。この場合には変更・取り消しを契約者に改めて通知します。また、この変更または取り消しによって生じた損害については、当行に責任ある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (6) 投資信託受益権の購入・換金受付サービス(テレホンバンクサービス)
A. 投資信託受益権の購入・換金受付サービスの内容
(a) 投資信託受益権の購入・換金受付サービス(以下、「投資信託受付サービス」といふ)は、事前に当行取扱店へ開設した、投資信託受益権の振替決済口座において、契約者の依頼により、投資信託受益権(以下、「ファンド」といふ)の購入と換金および「指定定期預金サービス」(以下、「積立預金」といふ)の解約を受け付けるサービスメニューです。
(b) このサービスメニューは、テレホンバンクサービスで利用できます。なお、ファンドの購入には当該ファンドの最新の「投資信託説明書(交付目録見書)」および「目録見書補充書面」(以下「目録見書等」といふ)が必要ですので、事前に当行本支店窓口またはダイレクトサポートセンターまでご請求ください。

- B. 利用対象者
投資信託受付サービスは、契約者が20歳未満の場合には、利用できません。
- C. 取扱および取扱時間
(a) 投資信託受付サービスの取扱日は、当行営業日となります。ただし、目録見書等で購入または換金申込みを受け付けない日を別に定めるファンドについては、これにしたがうものとします。
(b) 投資信託受付サービスの受付時間は、9時から15時までとします。ただし目録見書等で受付時間を別に定めるファンドについては、これにしたがうものとします。
- D. 投資信託受付サービスによる購入
(a) 購入の対象となるファンドは、当行が選定するファンドとし、当該ファンドの累積投資コースによる金額指定購入のみを取扱います。
(b) 契約者が購入できるファンドは、購入申込み時までに目録見書等を取扱い、当行と当該ファンドの自動引き落とし(累積)投資契約を締結しているものに限ります。
(c) 購入は、投資信託の手続きにより取扱い、購入代金は契約者の代表口座または振替事前登録口座のうち代表口座と同一口座の普通預金口座から引落します。ただし、取引の約定は、当行が購入代金の受入を確認できた時点で成立したものとします。
- E. 投資信託受付サービスによる換金
(a) 換金の対象となるファンドは、当行が選定するファンドとし、契約者が保有する当該ファンドの全部、金額指定、口座指定の換金を取扱います。
(b) 換金と当行所定の手続きにより取扱うものとします。ただし、取引の約定は、当行が契約者の保有するファンドの残高を確認したうえで、当該ファンドの換金注文の内容が確定した時点で成立したものとします。
(c) 換金代金は、当該ファンドの目録見書の記載にしたがって、所定の日に契約者の投資信託受益権振替決済口座の換金代金指定預金口座へ入金します。

- F. 取引の取消
投資信託受付サービスによる購入・換金は、取引成立後の変更・取消はいつでもできません。
- G. 積立預金の解約
契約者が取扱店で積立預金の契約がある場合、投資信託受付サービスによって積立預金のサービス解約および積立預金によって購入したファンドの換金ができます。ただし、当該積立預金の引落日とその前2営業日は受け付けません。なお、ファンドの換金は前記Eにしたがって取扱います。

- (7) 投資信託インターネット受付サービス(インターネットバンキングサービス)
A. 投資信託インターネット受付サービスの内容
(a) 投資信託インターネット受付サービス(以下、「しずさんネット投信」といふ)は、契約者からの依頼により、以下の投資信託取引の受付を行うサービスメニューです。
イ. 投資信託受益権振替決済口座(以下、「投資信託口座」といふ)の開設
ロ. 投資信託受益権(以下、「ファンド」といふ)の購入・換金・スイッチング
ハ. 積立預金の新規・変更・解約
ニ. 投資信託の取引および残高照会
ヒ. しずさんネット投信は、本規定に定める場合を除き、別途定める投資信託受益権振替決済口座管理規定、投資信託指定定期預金サービス規定(インターネット取引用)、自動継続(累積)投資規定、特定口座規定、非課税上場株式等管理に関する規定の各規定に従い、購入する商品最新の「投資信託説明書(交付目録見書)」ならびに「目録見書補充書面」(以下、「目録見書等」といふ)の内容を十分理解したうえで、契約者自らの判断と責任において取引を行うものとします。
(b) しずさんネット投信の取引の対象となるファンドは、当行が選定するファンドとします。
(c) しずさんネット投信の取引の対象となるファンド、取引金額、口座、購入手数料等は店頭受付と異なる場合があります。さらに、1回あたりの取引限度額ならびに1日あたりの取引限度額および取引回数は当行所定の範囲内となります。なお、当行は契約者に事前に通知することなく取引限度額および取引回数を変更することがあります。
(f) しずさんネット投信でご利用になる投資信託口座は、しずさんネット投信専用ではなく店頭でもご利用いただけます。
(g) 取引の各号に別列挙する取引およびその他当行が別途定める取扱いはできません。
イ. 購入時手数料等の償還乗換優遇
ロ. 所得税法に定める非課税者等の少額預金の引付所得等の非課税制度(マール優)に関する非課税申告書(申込書)の提出
ハ. 投資信託受益権の買付確定
ニ. キャッシング取引

- B. 利用対象者
(a) しずさんネット投信は、契約者が20歳未満の場合には利用できません。
(b) しずさんネット投信を利用する場合は、代表口座と投資信託口座において指定した指定預金口座(以下、「指定預金口座」といふ)が同一である必要があります。
- C. 取扱時間・取引日付
(a) 取扱時間は当行ホームページにてご確認ください。
(b) しずさんネット投信における取引日付(約定日、受渡日等)については当行所定のものとなります。
- D. 投資信託口座の開設
(a) 投資信託口座の開設とは、契約者からの依頼にもとづく投資信託口座の開通申込みを受け付け、当行所定の手続きにより投資信託口座の開設を行うことをい、以下の通り取扱います。
イ. 投資信託口座は代表口座と同一の取引店扱いとなります。また、指定預金口座は代表口座となります。
ロ. 投資信託口座の届け出印鑑は、取引店の共通印鑑庫により届け出られた印鑑とします。
ハ. 特定口座に限ることとします。
ニ. 当行本支店での投資信託口座をすでに所持する契約者は、新たに投資信託口座を開設することはできません。
ホ. しずさんネット投信による投資信託口座の開設は、75歳未満の契約者に限ります。
ヘ. 投資信託口座開設にあたっては当行所定の取引開始基準に照らして審査を行い、この審査により申込みをお断りする場合があります。この場合は当行所定の方法によりその旨を通知します。
- E. 購入
(a) 購入とは、代表口座からファンド購入資金を引落し、当行が指定

するファンドを購入することをいいます。
(b) 当行は、契約者からのファンド購入依頼を受け付けた場合、当該ファンドの購入資金はただちに引落します。なお、残高不足等で購入資金等の引落しができない場合は、当該購入依頼は不成立となりません。

- F. 換金
(a) 換金とは、契約者が指定するファンドを換金となり、代表口座に換金代金を入金することをいいます。
(b) 当行は、契約者からのファンド換金依頼を受け付けた場合、当該ファンドの換金代金については当該ファンドの目録見書等に定める受渡日に、代表口座に入金します。
- G. スイッチング
(a) スイッチングとは、ファンドの全部または一部の換金代金をもって、当該ファンド以外のファンドの購入代金とし、換金と購入の申込みを同時に行うことをいいます。スイッチングを申込みにあたり、当行があらかじめ定めるファンドの相互間で、ファンドの換金申込みと他のファンドの購入申込みを同時に行ってください。
(b) スイッチングによりファンドの購入申込みをする場合の取得価額は目録見書等に定められた元の基準価額とします。この場合、購入時手数料等は当行の定めるところによりします。
(c) スイッチングによるファンドの換金申込みにより源泉徴収を行う場合は、別途、指定預金口座より自動的に引落します。

- H. 積立預金
(a) しずさんネット投信で積立預金の新規契約・変更・解約をお申込みいただけます。当行は契約者の依頼に基づき、指定預金口座から積立預金規定にからず、積立通帳および払戻請求書の提出なしに、毎月振替指定日に、指定された金額(以下、「振替金額」といふ)を指定預金口座から引落し、指定のファンドの自動引き落としで投資信託指定定期預金サービス用)のをご提出に代り、しずさんネット投信で指定いただいた項目にすぎない積立預金口座振替を行います。
(b) 振替指定日が、当行休業日または目録見書等に記載の申込みを受付けない日にある場合は、その翌営業日より、当行営業日でも自動的に受付可能となる日に、指定預金口座からの引落しおよび自動引き落とし投資信託口座への払込みを行います。
(c) 当行は、自動引き落とし投資信託口座の払込みが行われた日に、契約者からの購入の申込みがあったものと取り扱います。
(d) 指定預金口座の残高(当座貸越の限度額を含まない)が払込指定日の前日の当行所定時間において振替金額に満たないときは、その月のファンドの購入申込みはしないものと取り扱います。
(e) ファンドの購入に購入時手数料等が必要な場合は、振替金額から充当します。
- (f) 積立預金の内容を変更するとき、または購入を中止するときは、振替指定日の当行営業日前までにしずさんネット投信で変更・解約手続きをしてください。なお、ファンドの換金につきましては、別途しずさんネット投信で手続きをしてください。
(g) 積立預金の変更・廃止の手続きは、購入したファンドが店頭でも取扱うファンドの場合に限り、店頭でも手続きいただけます。

- I. 照会
(a) しずさんネット投信および店頭で申込みいただいた投資信託の前営業日の残高を照会できます。
(b) しずさんネット投信で申込みいただいた投資信託取引の処理状況を照会できます。
- J. 取引内容の交付
契約者が投資信託取引を行った場合は、当行は取引内容を記載した書類を契約者お届けの住所に郵送または法外に届いた電磁的方法による随時提供にて交付しますので、ご本人に直接お問い合わせください。
- K. 取引の取消
しずさんネット投信による購入・換金・スイッチングの変更・取消はできません。
- (8) 外貨預金取引サービス(テレホンバンクサービス)
A. 外貨預金取引サービスの内容
(a) 外貨預金取引サービスは、契約者からの依頼により、以下の外貨預金取引を行うサービスメニューです。
イ. 外貨普通預金口座の新規作成、振替入出金。
ロ. 外貨普通預金「自動積立プラン」の開始申込、申込内容の変更(自動積立の中断、再開、終了を含む)。
ハ. 「[外国為替取引]にかかる積立口座振替および入金口座の指定依頼書」(以下、「指定依頼書」といふ)の受付、受付内容の変更。
ニ. 外貨定期預金口座の新規作成(預け入れ)、満期解約、自動継続扱いの外貨普通預金口座の自動継続停止。
ホ. 外貨普通預金口座、外貨定期預金口座の残高の照会。
ヘ. 当日の適用相場、金利の照会。
(b) 外貨預金取引の振替相手となる円外貨預金は、代表口座、振替事前登録口座、指定依頼書で当行に届け出られた口座のみおよび普通預金口座とします。ただし自動積立プランの引落指定口座は「外貨普通預金「自動積立プラン」規定」によります。
(c) 作成する外貨預金取引の届出および印鑑は以下の通りとします。
イ. 契約者がすでに当行本支店と外貨預金取引がある場合は、その取引店(複数の取引店がある場合は契約者が指示した取引店)扱いで作成し、届け出印鑑は、その取引店に「署名印鑑ならびに代理人印」または外為用の「印鑑庫」により届け出られた印鑑がある場合はその印鑑とし、これがない場合は共通印鑑庫より届け出られた印鑑とします。

- ロ. 当行本支店に外貨預金取引がない場合は、代表口座と同一の取引店扱いで作成します。この場合、届け出印鑑は、当該取引店の共通印鑑庫により届け出られた印鑑とします。
(d) 外貨預金取引サービスで作成する外貨普通預金および外貨定期預金は、ステートメント扱いのみとし、通帳扱いおよび証書扱いの取扱はできません。
(e) 外貨預金取引サービスは、同一通貨建の外貨預金取引の振替(例:米ドル建外貨普通預金から通貨別米ドル建普通預金へ入金)も受け付けます。ただし、異なる通貨建の振替および異なる取引店間の振替は取扱いしません。
(f) 外貨預金取引サービスでは、外貨普通預金口座の解約、外貨定期預金の中途解約、為替予約の締結は取扱いしません。
(g) このサービスメニューは、テレホンバンクサービスで利用できます。なお、外貨普通預金口座の開設、外貨普通預金「自動積立プラン」(みんなどの外貨)の新規契約および外貨定期預金の預け入れには「契約締結交付書面」が必要ですので、事前に当行本支店窓口またはダイレクトサポートセンターまでご請求ください。
- B. 利用対象者
外貨預金取引サービスは、契約者が20歳未満の場合には、利用できません。
- C. 取扱通貨
(a) 取扱通貨は、米ドル、ユーロ、オーストラリアドル、ニュージーランドドルの4通貨とします。
(b) 1回あたりの取扱通貨額は10万米ドル相当額未満とします。(米ドル以外の通貨は当行所定の比率で換算します)。
- D. 取扱日および取扱時間
(a) 外貨預金取引サービスの取扱日は、当行営業日となります。ただし、外国為替市場の状況等によっては、取扱を中止することがあります。
(b) 外貨預金取引サービスの取扱時間は、10時15分から15時までとします。ただし、外国為替市場の状況等によっては、取扱を中止または一時停止することがあります。
- E. 適用する外国為替相場
外貨預金取引にあたっては、取引日における当行所定の外国為替相場を適用します。
- F. 取引の取消
外貨預金取引サービスによる預金の作成や解約、振替入出金、定期預金の自動継続停止は、取引の成立後の変更・取消はいつでもできます。
- (9) 外貨預金インターネット受付サービス(インターネットバンキングサービス)
A. 外貨預金インターネット受付サービスの内容
(a) 外貨預金インターネット受付サービスは、契約者からの依頼により、以下の外貨預金取引の受付を行うサービスメニューです。
イ. 外貨普通預金口座の開設
ロ. 外貨普通預金口座の振替入出金。
ハ. 外貨普通預金口座の新規作成(預け入れ)、満期解約、自動継続扱いの外貨定期預金口座の自動継続停止。
ニ. 外貨預金の前営業日最終の残高、外貨普通預金入出金明細および外貨定期預金明細の照会。

